

事務連絡
令和2年7月8日

北海道農政部農村振興局農村設計課長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該使途が協定書に明記されていない場合、使途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

東北農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことを留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

関東農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

北陸農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該使途が協定書に明記されていない場合、使途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

東海農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

近畿農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の府県に対し通知するとともに、府県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該使途が協定書に明記されていない場合、使途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

中国四国農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該使途が協定書に明記されていない場合、使途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

九州農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の県に対し通知するとともに、県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該用途が協定書に明記されていない場合、用途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。

事務連絡
令和2年7月8日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
中山間地域・日本型直接支払室長

令和2年7月豪雨の被災地域における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて

令和2年7月豪雨により、九州を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされたところである。

こうした中、中山間地域等直接支払交付金に係る取組等において、下記のことには留意するよう、貴職から管内の沖縄県に対し通知するとともに、沖縄県から管内の市町村等に通知するようお願いする。

記

- 1 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策では、令和2年4月1日以降の活動であれば、当該交付金の対象としていること。
- 2 当該交付金は、洪水、地震等の発生時における、地域の共同活動による農地や農地周りの水路、農道等の見回り及び畦畔の補修等の応急措置に係る活動に充当することが可能であること。なお、申請の際に当該使途が協定書に明記されていない場合、使途を明記し市町村に届け出ておく必要があるため、留意願いたい。
- 3 実施要領の運用附則2のとおり、市町村長は、特に必要があると認められる場合には、協定の認定及び農業生産活動等の実施状況の確認に係る期限の延長を行うことができるとされていることから、市町村においては、地域の実態等を総合的に勘案した上で、事業計画の認定申請書（協定書を含む）の提出と市町村の認定、実施状況の確認に係る期限の延長について、必要に応じて検討・実施すること。
- 4 自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還については、実施要領の運用第9の2の（1）のイにおいて免責するとともに、実施要領の運用第4の4における復旧計画の提出により引き続き交付金の交付対象とすること。